

●第 1 回検証会議 資料 4 住民自治推進交付金の手引き
3 ページから抜粋 住民協働組織 設立要件

住民協働組織として登録されるための要件は下記のとおりです。①から⑦のすべての条件を満たしていなければなりません。1つの区域には、1つの住民協働組織しか登録できません。

①小学校区をおおむねの単位としていること。ただし、複式学級がある小規模小学校の場合は単独ではなく、その学校を含めた中学校区をおおむねの単位としていること

②区域内にある単位町内会の半数以上が加入していること

③区域内の連合町内会、P T A、地区子ども会育成連絡協議会、地区青少年健全育成推進会の半数以上が加入していること

④区域内の住民・団体（企業を含む。）であれば、誰でも加入できること

⑤組織の目的が政治活動や宗教活動ではなく、住民の交流や環境整備など、良好な地域社会の形成に役立つものであること

⑥目的、名称、区域、事務所の所在地、構成団体等に関する事項、代表者等の役員に関する事項、会議運営などを明記した規約を定めていること

⑦事業計画・予算の作成・執行が適切になされ、会計処理の透明性・公開性が確保されるとともに、組織運営が民主的になされていること